

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務(ガバメントクラウド・標準準拠システム移行) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

喜多方市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

喜多方市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5 本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」(平成26年総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 2の転入届、転居届、転出届は窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルにより申請された電子申請データを、申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能にて通知を行う。
③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 マイナポータル 6 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第9条(住民票の記載等のための市町村間の通知) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 総務部総務課 電話0241-24-5204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2 市民部市民課 電話0241-24-5225
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

判断の根拠	＜喜多市における措置＞ ①マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等 ②その他 ・セキュリティの担保された閉域的ネットワークで構成している。 ・ログ情報をシステム上に記録し、必要に応じて解析等を行っている。
	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (物理的安全管理措置) ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう、適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的安全管理措置) ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について、継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策等を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSや、ミドルウェア等について、緊急性の高い場合は、セキュリティパッチを即時に適用し、それ以外は、定期保守時に適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP、または、ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データ等は、複数回、異なる方式による認証を実施するとともに、すべてのデータの暗号化を実施する。また、利用者に応じて、必要最低限のプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセスのみ許可する。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、日頃より教育研修・情報共有等を実施している。関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成26年12月1日	初版作成				1
平成27年4月3日	評価実施機関における担当部署	課長 渡部多美子	課長 小檜山照夫	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月7日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民部市民課	総務部総務課	事後	喜多方市個人情報保護条例改正に伴う変更
平成28年4月7日	評価実施機関における担当部署	課長 小檜山照夫	課長 丹治敦子	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民基本台帳は……中略 ⑩個人番号カードを用いた本人確認	住民基本台帳は……中略 ⑩個人番号カードを用いた本人確認 ⑪住民票の写し等のコンビニ交付に関する事務	事後	平成30年2月1日コンビニ交付サービス開始
平成30年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS	住民記録システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS コンビニ交付システム	事後	平成30年2月1日コンビニ交付サービス開始
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 丹治敦子	市民課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和1年12月16日	評価の再実施				
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2.住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) - 第7条(指定及び通知) - 第16条(本人確認の措置) - 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) - 第5条(住民基本台帳の備付け) - 第6条(住民基本台帳の作成) - 第7条(住民票の記載事項) - 第8条(住民票の記載等) - 第9条(住民票の記載等のための市町村間の通知) - 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) - 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) - 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) - 第22条(転入) - 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) - 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) - 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) - 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書の見直しによる修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2..取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和6年10月15日時点	事後	評価書の見直しによる修正
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民基本台帳は、・・・(中略) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カードを用いた本人確認 ⑪住民票の写し等のコンビニ交付に関する事務	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、・・・(中略) 市町村は、住基法及び行政手続における・・・(中略) 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編製し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5 本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、・・・(中略) 2の転入届、転居届、転出届は・・・(中略)	事後	評価書の見直しによる修正
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS コンビニ交付システム	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 マイナポータル 6 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	評価書の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か	-	2) 十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年3月1日	IV リスク対策 11.当該対策は十分か 判断根拠	-	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、日頃より教育研修・情報共有等を実施している。関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年9月1日	ガバメントクラウド・標準準拠システムへの移行に伴う再実施			事前	